

暮らしのお知らせ

まちづくりに参加しませんか

都市計画審議会委員 景観審議会委員

市では、都市計画や景観形成について審議する委員を次の通り募集します。

応募資格＝令和8年5月1日時点
で18～74歳で、市内在住の人（ほかの審議会の委員などは除く）

募集人員＝各2人

任期＝令和8年5月1日～10年4
月30日（都市計画審議会委員は
年3回程度、景観審議会委員は
年1回程度の会議あり）
応募方法＝3月16日㈪（必着）まで
に各配布場所にある申請書と小
冊文のテーマ＝成田市のまちづ
くり

担当課＝都市計画課（〒286-
8585 花崎町760 Eメー
ルtoshikei@city.narita.chiba.
jp）・☎20-1562

※くわしくは景観審議会委員
申請書配布場所＝公
園緑地課（市役所
5階）、市ホーム
ページ

論文（800字程度）を直接・郵
送・Eメールのいずれかで各担
当課へ

申請書配布場所＝都
市計画課（市役所
5階）、市ホーム
ページ

小論文のテーマ＝成田市の景観づ
くり

担当課＝公園緑地課（〒286-
8585 花崎町760 Eメー
ルkoen@city.narita.chiba.
jp）・☎20-1562

※くわしくは景観審議会委員
申請書配布場所＝公
園緑地課（市役所
5階）、市ホーム
ページ

jp)・☎20-1560

景観審議会委員

申請書配布場所＝公
園緑地課（市役所
5階）、市ホーム
ページ



市ホームページ

止広報強化月間と定めています。
自分自身を薬物乱用から守るには、自分を大切にする気持ちと薬物の誘いをはつきり断る勇気が必要です。

薬物の危険性を正しく理解し、
薬物乱用を防止する社会を目指しましょう。

※くわしくは県薬務課（☎043-
223-2620）へ。

事業主は申請を

雇用促進奨励金

市では、毎年2月を薬物乱用防止月間としています。

対象＝市内に事業所があり、次
のことを雇用した事業主に奨励金を支給

申請期限＝3月5日（木）
助成期間＝雇用した翌月から12カ
月（重度の障がいのある人は18
カ月）

※くわしくは商工振興企業立地課
(☎20-1622)へ。

④精神・身体の障がいにより長期
にわたって労働能力を失っている配偶者を扶養する人

⑤自己の事業所（定年を65歳以上
に定めている事業所に限る）に
10年以上勤務した定年退職者

奨励金の額（1人当たり）＝月額1
万7,000円（重度の障がい
のある人は2万2,000円）

月（重度の障がいのある人は18
カ月）

今月の納期限

3月2日(月)

- ①固定資産税(第4期)
- ②国民健康保険税(第8期)
- ③後期高齢者医療保険料(第8期)
- ④介護保険料(第8期)

※くわしくは①②納税課（☎20-1519）、③保険年金
課（☎20-1547）、④介護保険課（☎20-1545）へ。

- ①60歳以上の人
- ②障がいのある人
- ③20歳未満の子や障がいのある子
を扶養する母子家庭の母と父子
- 家庭の父